

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

平成 年 月 日

沖縄総合事務局陸運事務所長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名

印

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	・営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数
3 実施予定日	平成 年 月 日
4 その他	

(添付書類)

- 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面
- 当該増車後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収納状況を示す平面図等の書面
- 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
- 一般車両の合計数を増加させる申請にあっては、以下の書面
  - 本申請の増車車両分の営業収入が、申請する営業区域で当該増車実施後に新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであることを証する書面
  - 一般タクシー車両に係る運転者について、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年10月1日付け公示第62号）で定める人数以上を確保していることを証する書面
  - 一般タクシー車両に係る実働率について、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年10月1日付け公示第62号）で定める率以上であることを証する書面

変更に係る新旧対照表 下段は軽

新旧の別 種別 国土交通大臣が定める区分 営業所名	新								計
	一般車両			特殊車両					
	タクシー	ハイヤー		内 訳					
		その他	都市型	車椅子	寝台専用	車椅子寝台兼用車	回転シート	セダン型	

新旧の別 種別 国土交通大臣が定める区分 営業所名	旧								計
	一般車両			特殊車両					
	タクシー	ハイヤー		内 訳					
		その他	都市型	車椅子	寝台専用	車椅子寝台兼用車	回転シート	セダン型	

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。

※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）」第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。

車両の明細

所属営業所	増車・減車の別	定員	車台番号又は登録番号	備考
	増車・減車			
	増車・減車			
	増車・減車			
	増車・減車			
	増車・減車			

自動車車庫の位置及び収容能力（添付書類1）

営業所	車庫の位置	面積	余裕面積

増車に必要となる車庫面積（添付書類2）

車両区分	幅+0.5m (A)	長さ+0.5m (B)	車両数 (C)	必要面積 (A×B×C)

沖縄総合事務局陸運事務所長 殿

## 宣 誓 書

本届出書に係る事業用自動車について、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入することを宣誓します。

平成 年 月 日

住所  
氏名

印